

2025 乳協第 106 号
令和 7 年 9 月 17 日

全国スーパーマーケット協会御中

一般社団法人日本乳業協会
会長 佐藤 雅俊
(公印省略)

牛乳等の食品ロス削減に向けた商習慣改善へのご協力について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

乳業界においては、食品ロス削減に向け、令和 4 年 9 月 29 日に発出された農林水産大臣メッセージ「期限内商品はすべて消費者へ」を受け、賞味期限の安全係数の見直しなど、対策を進めているところです。

しかしながら、賞味期限の短いチルド流通の牛乳類を中心に、厳しい納品期限等の商習慣が続き、これが製品廃棄ロスの遠因となっております。さらに「物流 2024 年問題」や「人員不足」への対応に向けて、従来の商習慣の改善に取り組む必要性が高まってきております。

乳業界では、食品ロス削減の課題に加え、昨今の飼料、エネルギー、原材料の価格高騰、更には製造現場や配送に関わる配置人員不足が極めて深刻であり、従来の商習慣を継続した場合、産業自体の維持、製品の安定供給が危機的状況になりかねません。

このような状況に鑑み、当協会では「種類別 牛乳」を対象に商習慣の現状を把握するためにアンケート調査を実施し、2024 年 3 月 26 日に当協会 HP にて一般公開致しました。

その結果、

- 納品先からの納品期限は製造日起算の非常に短い納品期限で要請されている
 - 数量の確定発注のタイミングが納品日と非常に近いため、見込み生産となり、かつ欠品回避のために多めの数量を生産せざるを得ない
 - 日付逆転、複数の賞味期限品の納入が許容されない
- といった状況がつまびらかとなりました。

また、行政においては 2025 年 5 月 12 日に公正取引委員会より「フードサプ

ライチェーンにおける商慣行に関する実態調査報告書」が公表され、さらに翌6月18日に「食料システム法」が公布されました。取引上の地位が納入業者（製造業者及び卸売業者）に優越している発注者（納入業者の納入先となる小売業者、卸売業者等）に対して、現に存在する商慣習が、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与える場合、優越的地位の濫用として問題となる、とされております。該当する商慣習として(1)3分の1ルール、(2)短いリードタイム、(3)日付逆転品の納品禁止、(4)日付混合品の納品禁止、(5)欠品ペナルティが例示されております。

これらを踏まえて、乳業界としては、昨年度よりチルド流通製品において「納品期限を賞味期限の1/2とする」、「納品リードタイムの確保」、「発注の適正化」のご検討をお願いしております。

今回改めてお願いとなりますが、単に乳業メーカーの一方的な権利主張ではなく、将来にわたっての産業・サプライチェーンの維持という国家戦略としての社会課題解決を目的としております。

ご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具